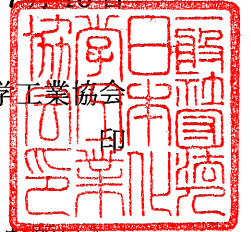


平成 25 年 7 月 16 日

一般社団法人 日本印刷産業連合会 殿

一般社団法人 日本化学工業協会



貴協会『印刷業界における化学物質ばく露防止策推進のための化学業界に改善のお願い』
文書（平成 25 年 5 月 31 日付け）への回答について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、過日拝領致しました貴協会の掲題に関する要望事項につきまして検討を重ねて参りました。労働現場における化学物質の過度のばく露による業務上の疾病は、化学物質による健康被害を撲滅する観点から、化学物質の供給者の立場、最終使用者の立場の両方からの取り組みが不可欠であり、お互いの責務を十分に認識し協力して取り組むことが必要と考えております。こうした観点を踏まえ下記に貴日本印刷産業連合会の 3 項目の要望事項に対し回答させていただきます。

<記>

1. SDS の記載内容充実及び確実・迅速な発行の徹底の要望

当協会では従来から会員企業に対して、法的（安衛法、PRTR 法等）に求められている SDS の提供等の遵守は勿論のこと、これまでも有害性情報の自主的提供と公表をお願いしてきており、現時点では法的要求事項に沿った SDS が基本となっておりますが、今後、当協会では会員に対しリスク低減の観点から G P S / J I P S (＊) 等の普及も含め内容の充実等について一層指導を徹底していく所存です。

2. より有害性の低いことが判別できる化学物質使用促進の啓発

有害性の判断につきましては、添付の基発 0314 第 1 号（平成 25 年 3 月 14 日）に『許容濃度、皮膚感作性をはじめ当該化学物質そのものの有害性だけでなく、蒸気圧や使用量など想定されるばく露の程度も勘案する必要があること』と示されております。すなわち、有害性情報と使用条件等を勘案したばく露量の測定結果等に基づきリスク評価することでより有害性の低い化学物質を選別することになります。本来この判別は、使用者が自らその使用実態を考慮したうえでリスク評価を行い適切な化学物質を選択することと考えます。前述しましたように当協会として会員への SDS 等による有害性情報の提供はより一層推進する所存でございますが、有害性の低いことを判別（評価）することについては、前述の様に現場実態が把握できる使用者が自ら実施することが基本と考えます。貴連合会におかれては貴連合会会員にリスク評価の実施の推進を積極的に働きかけていただいて、その中で当協会として有害性情報の提供やリスク評価の手法等具体的な協力をさせて頂きたいと存じます。

3. 有害性の高い化学物質を含んだ製品を販売する際の販売先への説明の徹底

本要望は個別製品の商取引上の課題でもあり、当協会として個別のビジネス上の関係という点も含め直接的に関与することはできかねます。販売先への説明は基本的に実際の販売元が販売先に責任を持って行うべきものであると考えます。ただし、この説明の徹底については1. の SDS 等の情報提供を促進しつつ、会員企業に対しより広く情報の伝達を依頼することとさせていただきたいと存じます。また、ユーザー側からも化学物質の取り扱いにあたっては、化学物質の有害性情報の取得、SDS の活用に関して積極的にお取り組み頂くとともに、使用者側からの販売元へのご要望を頂く事などを通じて、原料供給側、使用者側等の協働の対応が必要と考えております。

4. その他の協力等

厚労省基発 0314 第1号に示された『洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露対策』は事業者自らが積極的に実施することが基本であり、その中で使用化学物質の代替に関しては有害性情報のみに基づいて判断するのではなく、使用条件等の実態、ばく露量の測定結果等を勘案して経済性・作業性も考慮した上で、各事業所で代替の検討をすべきと考えます。

リスク評価の方法等については、厚労省等から多くの教材、関連資料が公表されており、これらの活用等を促進することを推奨いたします。その上で、当協会としては SDS の活用方法等やリスク評価手法に関して支援、協力いたしたく存じます。

参考： 有害性情報、リスク評価等に関する当協会の活動状況

・ SDS に関しては安衛法に基づき可及的速やかに提供するよう会員企業に対しても支援を進めており、リスク評価等に対しても GPS/JIPS 等の活動を中心に推進しております。当協会のホームページをご高覧いただくと幸いです。

*) GPS/ JIPS :

GPS (Global Product Strategy、グローバルプロダクト戦略)は、 ICCA (国際化学工業協会協議会) で決定された国際的な化学品管理で、化学物質による悪影響を最小化するための ICCA (国際化学工業協会協議会) が推進する産業界の自主的な取組みのことです。

製品が安全に製造・運搬・使用・消費そして廃棄されることによって、人への健康被害や環境への影響が生じないことを目標としています。世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全シートを提供したりして災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。JIPS (Japan Initiative of Product Stewardship) は、GPS の日本における具体化と位置づけられるものです。

敬具

(参考資料) 基発 0314 からの抜粋

(3) 危険有害性情報に基づく化学物質管理

ア 雇入れ時等の教育

雇入れ時等の教育には、SDS の記載事項を踏まえ、当該化学物質の危険有害性、取扱い方法、発生するおそれのある疾病の原因及び予防、事故時等における応急措置及び待避等に関する事項についての教育を含めること。(労働安全衛生規則第 35 条第 1 項)

イ 適切な換気の確保

SDS のばく露防止に関する事項から各種濃度基準等を確認し、労働安全衛生規則第 577 条の規定に基づき、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設ける等により、作業場における空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度とならないようにすること。

なお、一般の事務室等に設置されている空調設備は、温度や湿度の管理を行う観点から外気の取入れ割合を抑えた還流型の方式が一般的であるが、有害物の排出という観点からは、還流型の空調設備による換気は適切な換気には含まれないこと。

ウ 呼吸用保護具の使用

洗浄又は払拭の業務を行っている間、作業に従事する労働者及びその近傍にいる他の労働者に有機ガス用防毒マスク等有効な呼吸用保護具を使用させること。ただし、イにより局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置を設けて発散抑制措置を講ずる場合、又は全体換気装置を稼働させる場合であって労働者が高濃度の化学物質にばく露するおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

エ 保護手袋の使用

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させること。ただし、SDS のばく露防止措置又は保護措置に係る事項を確認し、皮膚に障害を与えたり皮膚から吸収されたりするおそれがない場合は、この限りでない。

オ 引火等の防止

洗浄又は払拭の業務に用いる揮発性化学物質には、容易に引火する物も含まれることから、SDS の取扱い及び保管上の注意、火災時の措置等を確認し、火気その他着火源となるおそれのあるものに接近させない等火災を防止するための措置を講ずること。

カ 作業方法等の改善

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者の呼吸域におけるばく露をできるだけ低減させるよう、作業位置、作業姿勢及び作業方法を選択するとともに、作業時間をできるだけ短縮させること。また、払拭の業務に使用した布片、いわゆる「ウエス」には、相当量の化学物質が残留しているため第二の発散源となることに留意し、作業場内に放置することなく、蓋付きの廃棄物入れ等に入れ蓋を閉じておくこと。

キ 使用化学物質の代替

化学物質による健康障害を予防する観点から、使用化学物質を別のものに代替しようとするときは、あらかじめ SDS 等によりその有害性がより低いことを確認した上で行うこと。その際、許容濃度、皮膚感作性をはじめ当該化学物質そのものの有害性だけでなく、蒸気圧や使用量など想定されるばく露の程度も勘案する必要があること。